

江田島市人事行政の運営等の状況

(江田島市の給与・定員管理等について)

平成 20 年 1 月
江田島市総務課

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況 (平成 18 年 4 月 2 日～19 年 4 月 1 日) (単位：人)

試験区分	職 種		受験者数			最終合格者数			採用者数			前年度採用者数
			男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
高校卒業程度	一般行政	一般事務	20	20	40	1	1	2	0	1	1	2
		技 師	5	0	5	1	0	1	1	0	1	1
	消 防 吏 員		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	計		25	20	45	2	1	3	1	1	2	4

(2) 職員の退職等の状況 (平成 18 年 4 月 1 日～19 年 3 月 31 日)

(単位：人)

区 分	人 数	前年度人数
定年退職	10	6
勸奨退職	4	3
普通退職	2	3
分限免職		
懲戒免職		
失 職		
死亡退職	1	
退職派遣		1
計	17	13
再任用職員		

- (注) 1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第 28 条の 2 第 1 項の規定により離職すること。また、地公法第 28 条の 3 第 1 項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれる。
- 2 勸奨退職等：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。
- 3 普通退職：自己都合により退職すること。
- 4 失職：職員が法定の欠格条項（地公法第 16 条各号（第 3 号を除く））に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するものに該当し離職すること。
- 5 再任用職員：定年退職者等で再任用された職員

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年度 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成 18 年	平成 19 年		
一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	-	
	総 務	95	89	▲ 6	支所の総務部門を削減
	税 務	20	22	▲ 2	徴収部門の充実
	民 生	112	107	▲ 5	退職者不補充
	衛 生	26	25	▲ 1	退職者不補充
	農林水産	21	20	▲ 1	退職者不補充
	商 工	4	6	▲ 2	交流定住部門の充実
	土 木	28	29	▲ 1	県からの権限委譲対応
	小 計	310 ()	302 ()	▲ 8 ()	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 103.9人 (類似団体の同職員数 80.1人)
特 別 行 政 部 門	教 育	49	46	▲ 3	退職者不補充
	消 防	72	71	▲ 1	退職者不補充
	小 計	121 ()	117 ()	▲ 4 ()	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 40.2人 (類似団体の同職員数 25.0人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門 等	水 道	27	26	▲ 1	退職者不補充
	交 通	23	23	-	
	下 水 道	15	15	-	
	他	20	20	-	
	小 計	85 ()	84 ()	▲ 1 ()	
合 計		516 ()	503 ()	▲ 13 ()	

(注) 1 職員数は一般職（教育長含む。）に属する職員数であり，地方公務員の身分を保有する休職者，派遣職員などを含み，臨時又は非常勤職員を除いている。

2 () 内は，短時間勤務職員であり，外数。

(4) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

平成17年4月1日現在の総職員数525人を，5年後の平成22年4月1日には，
70人減の455人とする。（13.3%の純減）

② 定員適正化手法の概要

平成22年4月1日までの5年間の退職予定者数90人に対し，採用者数を20人程度に抑制することにより，70人の純減を図る。

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

項目	区分	H17年 計画前年	H18年 1年目	H19年 2年目	H20年 3年目	H21年 4年目	H22年 5年目	計	備考
	計 画	減 員		▲ 8	▲ 1 0	▲ 2 9	▲ 2 4	▲ 1 9	▲ 9 0
増 員			4	4	4	4	4	2 0	
差 引			▲ 4	▲ 6	▲ 2 5	▲ 2 0	▲ 1 5	▲ 7 0	
職員数		5 2 5	5 2 1	5 1 5	4 9 0	4 7 0	4 5 5		
実 績	職員数	5 2 5	5 1 6	5 0 3					

（注） 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間。

減員は前年度退職者数，増員はその年度の採用者数，職員数はその年度当初の職員数。

（5）地位別職員数の状況（一般行政職）

（単位：人）

区分	職員数	男 性	女 性
部 長 級	1 0	1 0	0
課 長 級	5 7	5 5	2
主任主査級	4 1	2 3	1 8
係 長 級	3 6	2 4	1 2
そ の 他	1 2 0	8 5	3 5
計	2 6 4	1 9 7	6 7

（注） 平成19年度給与実態調査における一般行政職の地位別職員数。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	備 考
18年度	19.3.31 29,075人	千円 14,148,438	千円 146,944	千円 3,897,372	% 27.5	
17年度	18.3.31 29,754人	千円 19,025,553	千円 224,564	千円 4,180,721	% 22.0	

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	424人	千円 1,723,823	千円 283,919	千円 709,608	千円 2,717,350	千円 6,409
18年度	437人	千円 1,792,231	千円 276,504	千円 736,064	千円 2,804,799	千円 6,418

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			技 能 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
江田島市	円 344,100	円 368,195	歳 44.8	円 277,700	円 290,000	歳 46.6
国	円 325,724	円 383,541	歳 40.7	円 287,094	円 320,514	歳 48.4

(注) 「平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢」とは、職種ごとの職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額及び年齢の総額をそれぞれ当該職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではない。

(4) ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

江田島市の平成19年のラスパイレス指数は、広島県内15市中14位です。

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
江 田 島 市	—	94.3	94.3	93.6
県内市平均	98.1	97.6	97.5	97.2
県内市町平均	97.3	97.3	96.3	96.0

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100として、江田島市職員の給与水準を比較した数字。

2 平成18年以降の数値には、広島市を含まない。

(5) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		江田島市		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	初 任 給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	161,600 円	177,300 円	172,300 円	184,200 円
	高校卒	140,100 円	148,500 円	140,100 円	148,500 円
技 能 職	高校卒	140,100 円	148,500 円	137,200 円	145,500 円

(6) 職員の年齢別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区 分		年齢30歳	年齢40歳	年齢50歳	年齢59歳
一般行政職	大学卒	216,500 円	323,200 円	403,600 円	442,100 円
	高校卒	226,900 円	332,100 円	406,300 円	438,600 円
技 能 職	高校卒	203,400 円	256,000 円	— 円	317,100 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的職務内容		主 事	主 事	主 任 主任主事	係 長	主任主査	課 長	部 長	
職 員 数		6 人	24 人	90 人	36 人	41 人	57 人	10 人	264 人
構 成 比		2.3 %	9.1 %	34.1 %	13.6 %	15.5 %	21.6 %	3.8 %	100 %
参 考	1年前の 構成比	1.8 %	12.8 %	28.9 %	13.2 %	18.3 %	21.3 %	3.7 %	100 %
	2年前の 構成比	3.3 %	11.3 %	28.2 %	15.4 %	17.6 %	20.9 %	3.3 %	100 %

- (注) 1 平成19年度給与実態調査における一般行政職の級別職員数。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(8) 昇給への勤務成績の反映

現在、人事評価を実施していないため、今後早い時期に人事評価制度を導入し、昇給に反映させる。

(9) 職員手当の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	江 田 島 市			国		
期末手当 勤勉手当	(18 年度支給割合)			(18 年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.40 月分 (0.75) 月分	0.725 月分 (0.35) 月分	6 月期	1.40 月分 (0.75) 月分	0.725 月分 (0.35) 月分
	12 月期	1.60 月分 (0.85) 月分	0.725 月分 (0.40) 月分	12 月期	1.60 月分 (0.85) 月分	0.725 月分 (0.40) 月分
	計	3.00 月分 (1.60) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分	計	3.00 月分 (1.60) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～12%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～20% 加算) 早期勸奨退職特例措置 (3～30% 加算)	その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～20% 加算)

(注) 期末勤勉手当の () 内は、再任用職員に係る支給割合。

〔地域手当〕 19年4月 1日現在	支給対象地域	広島市	—
	支給率	3.3%	%
	支給対象職員数	7人	人
	国の制度（支給率）	5.5%	%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	94,703円	

(注) 地域手当：県などへの派遣職員に支給

特殊勤務手当 (18年度)	区 分		全 職 種
		職員全体に占める手当支給職員の割合	
	支給職員1人当たり平均支給年額		59,030円
	手当の種類（手当数）		11種類
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	浄化センター・リレーセンター・環境センターに勤務する職員の特殊勤務手当 月額 13,000円
		多くの職員に支給されている手当	死亡獣畜等の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当 1体 500円
時間外勤務手当	18年度	支給総額（普通会計決算額）	68,297千円
		職員1人当たり支給年額	190千円
	17年度	支給総額（普通会計決算額）	85,148千円
		職員1人当たり支給年額	233千円

(平成19年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	備 考
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 配偶者：有 1人目 6,500円 2人目以降 6,500円 配偶者：無 1人目 11,000円 2人目以降 6,500円	同じ	
住居手当	借家 27,000円以内（家賃によって支給額が異なる） 持家 2,500円（新築・購入して5年間）	同じ	
通勤手当	交通機関利用者 55,000円以内 自家用車を利用する者 片道 2km～5km未満 2,000円 片道 10km～15km未満 6,500円 片道 20km～25km未満 11,300円 片道 30km～35km未満 16,100円 5km～10km未満 4,100円 15km～20km未満 8,900円 25km～30km未満 13,700円 35km～40km未満 18,500円	同じ	

(10) 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	705,000 (758,000) 円		
	副市長	589,000 (620,000) 円		
	教育長	555,800 (585,000) 円		
報 酬	議 長	315,300 (339,000) 円		
	副議長	277,200 (298,000) 円		
	議 員	256,500 (270,000) 円		
期 末 手 当	市 長 副市長 教育長	(18年度支給割合)		
		6月期	1.60	月分
		12月期	1.75	月分
		計	3.35	月分
	議 長 副議長 議 員	(18年度支給割合)		
		6月期	1.60	月分
12月期		1.75	月分	
	計	3.35	月分	
退 職 手 当	市 長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		月額報酬×年数×5.0	15,160,000 円	任期ごと
		月額報酬×年数×3.0	7,440,000 円	任期ごと
		月額報酬×年数×2.5	5,850,000 円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づいて、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額。

3 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
18年度	千円 861,097	千円 11,243	千円 210,169	% 24.4
17年度	千円 894,457	千円 25,554	千円 217,418	% 24.3

イ 予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	25人	千円 108,161	千円 19,349	千円 45,156	千円 172,666	千円 6,907
18年度	27人	千円 119,034	千円 21,341	千円 50,328	千円 190,703	千円 7,063

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額。

② 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
江田島市（一般行政職）	円 344,100	円 368,195	歳 44.8
水 道 事 業	円 371,634	円 422,943	歳 48.1

(注) 「平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢」とは、職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額及び年齢の総和を職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではない。

③ 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
大 学 卒	円 161,600	円 177,300
高 校 卒	円 140,100	円 148,500

④ 級別職員数の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的職務内容		主 事	主 事	主 任 主任主事	係 長	主任主査	課 長	局 長	
職 員 数		0 人	0 人	9 人	2 人	4 人	10 人	1 人	26 人
構 成 比		0.0 %	0.0 %	34.7 %	7.7 %	15.3 %	38.5 %	3.8 %	100 %
参 考	1 年前の 構成比	0.0 %	11.1 %	26.0 %	11.1 %	14.8 %	33.3 %	3.7 %	100 %
	2 年前の 構成比	3.6 %	7.1 %	25.0 %	14.3 %	21.4 %	25.0 %	3.6 %	100 %

- (注) 1 江田島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

⑤職員手当の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	江 田 島 市			国		
	(18 年度支給割合)			(18 年度支給割合)		
期 末 手 当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.40 月分 (0.75) 月分	0.725 月分 (0.35) 月分	6 月期	1.40 月分 (0.75) 月分	0.725 月分 (0.35) 月分
	12 月期	1.60 月分 (0.85) 月分	0.725 月分 (0.40) 月分	12 月期	1.60 月分 (0.85) 月分	0.725 月分 (0.40) 月分
	計	3.00 月分 (1.60) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分	計	3.00 月分 (1.60) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分
勤 勉 手 当	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～12%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		
退 職 手 当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置		定年前早期 退職特例措 置 (2～20% 加算) 早期勸奨退 職特例措 置 (3～30% 加算)	その他の加算措置		定年前早期 退職特例措 置 (2～20% 加算)

- (注) 期末勤勉手当の () 内は、再任用職員に係る支給割合。

特殊勤務手当 (18年度)	区 分		水 道 事 業
	職員全体に占める手当支給職員の割合		25 %
	支給職員1人当たり平均支給年額		20,000 円
	手当の種類(手当数)		2 種類
	手当の名称	滞納整理	水道料金滞納整理及び停水業務に従事する職員 の特殊勤務手当 従事した日1日につき 500円
塩素取替		塩素取替作業に従事する職員の特 殊勤務手当 取替作業1回につき 500円	
時 間 外 勤 務 手 当	18 年 度	支 給 総 額	4,375 千円
		職員1人当たり支給年額	257 千円
	17 年 度	支 給 総 額	4,681 千円
		職員1人当たり支給年額	234 千円

(平成19年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	備 考
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 配偶者：有 配偶者：無 1人目 6,500 円 1人目 11,000 円 2人目以降 6,500 円 2人目以降 6,500 円	同じ	
住居手当	借家 27,000 円以内(家賃によって支給額が異なる) 持家 2,500 円(新築・購入して5年間)	同じ	
通勤手当	交通機関利用者 55,000 円以内 自家用車を利用する者 片道 2km～5km 未満 2,000 円 5km～10km 未満 4,100 円 片道 10km～15km 未満 6,500 円 15km～20km 未満 8,900 円 片道 20km～25km 未満 11,300 円 25km～30km 未満 13,700 円 片道 30km～35km 未満 16,100 円 35km～40km 未満 18,500 円	同じ	

(2) 交通船事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
18年度	千円 748,530	千円 △142,477	千円 217,610	% 29.1
17年度	千円 712,667	千円 △100,068	千円 218,729	% 30.7

イ 予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	23人	千円 82,645	千円 54,856	千円 36,828	千円 174,329	千円 7,580
18年度	23人	千円 83,071	千円 64,003	千円 37,075	千円 184,149	千円 8,006

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額。

② 職員の平均給料月額，平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 職	円 344,100	円 368,195	歳 44.8
船 舶 職	円 287,392	円 484,199	歳 43.3

(注) 「平均給料月額，平均給与月額及び平均年齢」とは，職員に係る給料月額の総額，給与月額の総額及び年齢の総和を職員数で除して得た額及び年齢であり，必ずしも，平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではない。

③ 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一 般 職	高校卒	円 140,100	円 148,500
	船舶職		
	船機長	円 281,650	円 290,450
	役 付	円 224,090	円 230,650
	員 級	円 167,530	円 174,090

④ 船舶職の役職別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		員 級	役 付	船機長	計
標準的職務内容		船内作業 事務職	船内作業 事務職	船 長 機関長	
職 員 数		0 人	10 人	10 人	20 人
構 成 比		0.0 %	50.0 %	50.0 %	100 %
参 考	1年前の構成比	5.0 %	40.0 %	55.0 %	100 %
	5年前の構成比	4.8 %	38.1 %	57.1 %	100 %

⑤ 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	一 般 職			船 舶 職		
期 末 手 当	(18年度支給割合)			(18年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.40月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分	6月期	2.30月分	—
	12月期	1.60月分 (0.85)月分	0.725月分 (0.40)月分	12月期	2.35月分	—
	計	3.00月分 (1.60)月分	1.45月分 (0.75)月分	計	4.65月分	—
勤勉手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～12%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 無		
退 職 手 当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の 加算措置		定年前早期 退職特例措 置(2～20% 加算) 早期勸奨退 職特例措 置(3～30% 加算)	その他の 加算措置		定年前早期 退職特例措 置(2～20% 加算) 早期勸奨退 職特例措 置(3～30% 加算)

(注) 期末勤勉手当の()内は、再任用職員に係る支給割合。

特殊勤務手当 (18年度)	区 分		交通船事業
	職員全体に占める手当支給職員の割合		87 %
	支給職員1人当たり平均支給年額		1,330,334 円
	手当の種類(手当数)		13 種類
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	乗船手当 本給の10%
多くの職員に支給されている手当		フェリー手当(日額) 150円 高速艇手当(日額) 300円	
時間外勤務手当	18年度	支給総額	23,087 千円
		職員1人当たり支給年額	1,154 千円
	17年度	支給総額	23,670 千円
		職員1人当たり支給年額	1,184 千円

(平成19年4月1日現在)

	一 般 職	船 舶 職
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 配偶者：有 1人目 6,500 円 2人目以降 6,500 円 配偶者：無 1人目 11,000 円 2人目以降 6,500 円	配偶者 3,000 円 その他 1,400 円
住居手当	借家 27,000 円以内(家賃によって支給額が異なる) 持家 2,500 円(新築・購入して5年間)	無
通勤手当	交通機関利用者 55,000 円以内 自家用車を利用する者 片道 2km～5km 未満 2,000 円 片道 10km～15km 未満 6,500 円 片道 20km～25km 未満 11,300 円 片道 30km～35km 未満 16,100 円 5km～10km 未満 4,100 円 15km～20km 未満 8,900 円 25km～30km 未満 13,700 円 35km～40km 未満 18,500 円	無

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入） (平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考 (時差通勤等を実施している場合は、その内容を簡潔に記入する)
時間 40	8:30	17:30	分 60	

(2) 年次有給休暇の取得状況（18年1月1日～18年12月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均使用日数 B/C 日	取得率 B/A %
9,760	2,475	244	10.1	25.4

(注) 「対象職員数」は、非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員数で、通年在職した職員（育児休業者などを除く）の数。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（18年4月1日～19年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数 A	対象職員数 B	職員一人当たりの時間外・休日勤務 月平均時間数 A/B
42,705	364	13.1

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。
2 「対象職員数」は、管理職、企業職員を除く全職員数。

(4) 特別休暇等の状況（平成19年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給	同	
職員が証人等として官公署等へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給	同	
諸官庁の事務の全部又は一部の停止の場合	必要と認められる期間	有給	異	国は制度無
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者となる場合	必要と認められる期間	有給	同	
特別 休 暇 職員が次の災害、福祉に関するボランティア活動を行う場合 ア 被災地等における被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム等における活動 ウ ア、イ以外の障害者等の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間	有給	同	
職員が結婚する場合	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間	有給	同	
女子職員が6週間以内に出産する場合	出産の日までの申し出た期間	有給	同	
女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給	同	

	妊娠中又は出産後1年以内に保健指導、健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週～満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合は指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間	有給	異	国は制度無
	妊娠中の女子職員の通勤緩和の場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を越えない範囲内で必要と認められる時間	有給	異	国は制度無
	女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間	有給	異	国は制度無
	職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	有給	同	
	職員の妻が出産する場合	市長が定める期間内における2日の範囲内の期間	有給	同	
	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間前から出産の日後8週間を経過するまでの期間に、小学校就学前の子を養育する場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給	同	
	職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合	一の年において5日の範囲内の期間	有給	同	
	職員の親族が死亡した場合	親族の種類に応じた日数の範囲内の期間	有給	同	
	父母を追悼する場合	1日の範囲内の期間	有給	同	
	夏季における健康の維持及び増進等の場合	一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間	有給	同	
	現住居の滅失、損壊の場合	7日の範囲内の期間	有給	同	
	災害、交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	有給	同	
	災害時において退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給	同	
職務専念義務免除	研修を受ける場合	必要と認められる期間	有給		
	厚生に関する計画の実施に参加する場合	必要と認められる期間	有給		
	必要と認められる団体の役員又は職員の地位を兼ね、その事務に従事する場合	必要と認められる期間	有給		
	学校等からの委嘱を受けて、講義等を行う場合	必要と認められる期間	有給		
	職務に関係のある試験又は選考を受ける場合	必要と認められる期間	有給		
	夏期休暇の場合	一の年の7月から9月までの期間内における2日の範囲内の期間	有給		
	健康診査及び人間ドックを受ける場合	必要と認められる期間	有給		

(注) 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (18年4月1日～19年3月31日)

(単位：人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号					
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号			1		
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号					
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号					
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項					
計				1		

(2) 懲戒処分者数 (18年4月1日～19年3月31日)

(単位：人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号						
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号						
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号						
計						0	

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいう。

6 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況

（平成 19 年 4 月 1 日現在）

	派遣形態 根拠	法人名	派遣職員数（人）		
			役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 派遣法第 2 条第 1 号	(財)広島県建設技術センター		1	1
	一般地方独立行政法人 派遣法第 2 条第 2 号				
	特別の法律で設立された法人 派遣法第 2 条第 3 号				
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第 2 条第 4 号	市長会			
		議長会			
小計			1	1	
退職派遣	特定法人 派遣法第 10 条	(株)能美バス		1	1
	小計			1	1
合計				2	2

(2) 営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第 38 条関係）

（18 年 4 月 1 日～19 年 3 月 31 日）

区分	人（件）	備考
許可人数 （または許可件数）	1	

(注) 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいう。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

① 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定期間（予定）
無	平成19年度

② 研修の実施状況（18年4月1日～19年3月31日）

機関別研修	本年度参加者数	前年度参加者数	備考
ひろしま自治人材開発機構	57人	34人	
広島市の研修に参加	10人	7人	
独自研修	711人	109人	市独自の研修
計	778人	150人	

(2) 職員の勤務成績の評定の状況（地方公務員法第40条）

（18年4月1日～19年3月31日）

① 勤務評定の実施状況

実施の有無	導入（予定）時期
無	未定

② 勤務評定の活用分野

活用区分		活用	未活用
任用管理	昇任・昇格		
	配置転換		
	降任・免職		
人材育成			
給与上の処遇	特別昇給		
	普通昇給		
	勤勉手当		

③ 実施している勤務評定の概要

人事評価制度についての検討を進め、今後数年以内に導入する。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断等の状況（17年度実績）

健康診断の内容	受診者数
定期健康診断	145人
短期人間ドック	448人
その他	

(2) 公務災害の発生状況（18年度実績）

区 分	公務災害	通勤災害
平成18年度	4 件	0 件

9 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	18.3.31 現在 継続件数 A	18.4.1~19.3.31 の 措置要求の件数 B	18.4.1~19.3.31 の 終結件数 C	19.3.31 現在 継続件数 (A+B-C)
給 与				
旅 費				
勤務時間				
休 暇				
執務環境				
厚生福利				
転 任				
任 用				
そ の 他				
合 計				

該当なし

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

区 分		18. 3. 31 現在 継続件数 A	18. 4. 1～19. 3. 31 の 不服申立ての件数 B	18. 4. 1～19. 3. 31 の 終結件数 C	19. 3. 31 現在 継続件数 (A+B-C)
分 限 処 分	降給				
	降任				
	休職				
	免職				
懲 戒 処 分	戒告				
	減給				
	停職				
	免職				
転 任					
その他					
合 計					

該当なし